

令和 7 年度

横手西部農業水利事業

五郎兵衛排水路（その 9）その他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 平鹿平野農業水利事業所

第1章 総則

横手西部農業水利事業 五郎兵衛排水路（その9）その他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、横手西部土地改良事業計画に基づき五郎兵衛排水路等を改修するものである。

2. 工事場所

秋田県横手市雄物川町柏木字三ツ屋地内他

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

五郎兵衛排水路

水路延長 L=120.0m

施工始点 No. 28

施工終点 No. 29+20.00

内訳

大型積ブロック（控え750） A= 333m²

大型積ブロック（控え350） A= 18m²

底張りコンクリート V= 286m³

流入工 N= 4箇所

原形復旧工（荒小屋東土砂仮置場） 1 式

皆瀬3号幹線用水路

転落防止柵 L=284.1m

仮設工 1 式

4. 工事数量

別紙ー1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

（1）本工事は周辺の営農等に支障が生じないように、工事用道路に着手する時期を稲刈り後の9月下旬と想定している。

（2）荒小屋東土砂仮置場の原形復旧は、地権者の現地確認も含め、12月15日までに完了するものとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天、猛暑日、休日等83日を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施に取り組む工

事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている170日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。なお、氏名等は別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土及び礫質土を想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

石持川幹線排水路雄物川接続部（その1）改修工事
（施工予定時期 令和7年8月～令和8年12月）

石持川幹線排水路雄物川接続部（その2）工事
（施工予定時期 令和7年8月～令和8年3月）

3. 第三者に対する措置

（1）地下水対策

本工事の施工に伴い、地域住民から周辺井戸に水量、水質等の被害情報があつた場合は監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(2) 保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

イ 交通誘導警備員は別図－１に示す位置に次表のとおり配置する計画としているが、道路管理者等との協議、条件変更等に伴い員数又は資格要件に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備考
国道１０７号線 荒小屋東土砂仮置場出入口部	１名／日	昼間	無	交通誘導警備員Ａ
市道睦合造山線 工事用道路出入口部	１名／日	昼間	無	交通誘導警備員Ｂ
市道下開南部堤防線 関連工事用道路出入口部	１名／日	昼間	無	交通誘導警備員Ｂ

(3) 交通対策

公道の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させなければならない。

(4) 防塵対策

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(5) 公道の清掃

本工事の車両通行によって公道を汚した場合は、必要に応じて監督職員と調整の上、清掃を実施するものとする。なお、清掃方法等は監督職員と協議の上、決定するものとする。

4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第１編１－１－４４に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第１編１－１－３６及び３－２－２に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第５章 指定仮設

1. 工事用道路等

(1) 工事用道路

ア 受注者は、図面に基づき、工事用道路を整備しなければならない。

また、使用する道路の利用前及び利用後の道路状況を撮影記録するものとする。

イ 工事用道路出入口及びその周辺は、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

ウ 工事完了後は原形復旧を行うものとする。関係機関との協議等により碎石等の補填等が必要となった場合は、契約変更の対象とする。

(2) 工事用道路盛土材

工事用道路に使用する盛土材は、荒小屋東土砂仮置場の土砂を用いるものとするが、不足が生じた場合は購入土を充当するものとする。ただし、荒小屋東土砂仮置場の土砂が工事用道路盛土材として適さない場合は、監督職員と協議するものとする。

また、工事完了後は工事用道路を撤去し、盛土材は建設発生土受入地へ搬出するものとする。

2. 土取場、建設発生土受入地

(1) 土取場（荒小屋東土砂仮置場及び表土仮置場）

土取場（荒小屋東土砂仮置場及び表土仮置場）は契約図面に示す箇所とし、採取予定量は下表のとおりである。

名称	区分	場所	採取量
荒小屋東土砂仮置場	盛土材等	横手市平鹿町浅舞字荒小屋東190-1	260m ³
表土仮置場	表土	横手市雄物川町薄井字鳥屋場	670m ³

(2) 建設発生土受入地

ア 建設発生土受入地は図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。なお、建設発生土受入地を変更する場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

名称	場所	搬出予定量	建設発生土搬出元
(有) ムトウ	横手市雄物川町大沢字北野49-6	510m ³	五郎兵衛排水路
(株) 松田	湯沢市山田福島尻28	650m ³	荒小屋東土砂仮置場 皆瀬3号幹線用水路

イ 搬出量の実績は、建設発生土受入地の管理者等が発行する証明書を添付の上、監督職員へ報告するものとする。

ウ 建設発生土受入地への搬出が難しい場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

3. 仮締切工

(1) 仮締切工は図面にに基づき、鋼矢板、大型土のう等で行うものとする。なお、大型土のう等中詰土は荒小屋東土砂仮置場の土砂を用いるものとし、大型土のう袋は購入品を用いるものとする。

(2) 仮締切工の施工に当たっては、施工前に機械の配置、打設、引抜き等について計画書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 大型土のうの設置に当たっては、水路底の均しを行い締切高に凹凸が生じないように配慮するものとする。なお、水路底の均しが困難な場合は監督職員に報告の上協議するものとする。

(4) 工事期間中の排水路の流量を 3.49m³/s と想定しているが、仮締切高を越える出水が発生するおそれがある場合は作業を中止するとともに、監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(5) 仮締切を越水した場合等は、排水路内の安全が確認できた段階で洗掘等の調査を実施し、調査結果を監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(6) 使用後の大型土のう袋は、産業廃棄物として適正に処理するものとする。また、中詰土は建設発生土受入地に搬出するものとする。

(7) 鋼矢板の打設は電動バイブロハンマ、引抜きは油圧バイブロハンマを考えているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

4. 水替工

工事現場内における排水量は、次表のとおり想定している。

工種	排水区分	排水量	箇所数	備考
五郎兵衛排水路 法覆護岸工（右岸）	常時排水	0～120m ³ /h未満/ 箇所（120m当たり）	1	No.28～No.29+20.00 左岸完了後ポンプ を転用
五郎兵衛排水路 法覆護岸工（左岸）	常時排水	0～120m ³ /h未満/ 箇所（120m当たり）	1	

5. 除雪工

除雪は降雪深が 10cm に達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図－2に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

- （1）発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- （2）工事用地等は、別紙－2に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- （3）工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- （4）工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後に、監督職員に報告しなければならない。
- （5）工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- （6）工事用道路造成及び工事用資材の一時仮置は、発注者が確保を予定している工事用地等に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。
- （7）工事用地等は、使用後はすべて現状に回復するものとする。工事用道路等の路体、敷鉄板及び土木シート等、仮設物の撤去後の後片付けは入念に行い、使用後の土木用シートは全て撤去し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

なお、これにより難い場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法（平成 30 年 5 月 30 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

（1）碎石及び骨材

再生クラッシャーラン RC-40

(2) コンクリート二次製品

大型積ブロック

魚巢ブロック

基礎ブロック

小口止ブロック

アンカーブロック

(3) 鉄筋コンクリート用棒鋼

異形棒鋼 JIS G 3112 SD295

(4) コンクリート

JIS A 5308レディーミクストコンクリートとし、配合諸元は次表のとおりとする。

種類	呼び 強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材 の最大 寸法 (mm)	水セメ ント比 W/C (%)	セメン トの種 類によ る記号	使用目的
鉄筋コンクリート	21	12	25	60以下	N	流入工
無筋コンクリート	18	8	25	65以下	N	均しコンクリート、 帯コンクリート
無筋コンクリート	18	8	40	65以下	N	底張りコンクリート等

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次表に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
大型積ブロック	カタログ、試験成績書、構造計算書
魚巢ブロック	カタログ、試験成績書、構造計算書
小口止ブロック	カタログ、試験成績書
基礎ブロック	カタログ、試験成績書
アンカーブロック	カタログ、試験成績書
コンクリート	配合報告書、試験成績書
鉄筋	カタログ、（[納品時]ミルシート）
山砂（SF材相当品）	試験成績書、粒度分析表
碎石	試験成績書、粒度分析表
目地材	カタログ
転落防止柵	カタログ、試験成績書、割付図、構造計算書
鋼矢板	カタログ
高密度ポリエチレン管	カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次表に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

材料名	検査項目	備考
大型積ブロック	外観、寸法等	1,000個ごとに1個
魚巢ブロック	外観、寸法等	1,000個ごとに1個
鋼矢板	外観、寸法等	規格ごとに1枚

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
再生クラッシャーラン	RC-40	秋田県横手市
山砂	SF相当品	秋田県横手市
鋼矢板（仮設材）	Ⅲ型	秋田県秋田市

5. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。

（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）

第9章 施工

1. 一般事項

（1）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

（2）検測又は確認（施工段階確認）

ア 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
共通工事	掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了時		
		地質状況	地質変化時		
	砕石基礎 底張コンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	構造変更毎に1箇所		

※遠隔確認の対象については、対象とするものに○を記載する。

2. 再生資源等の利用

（1）再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所 構造物基礎材、裏込材

(2) 既設積ブロックの現場内利用

バックホウにより取壊した既設積ブロック（空積み）は、法覆護岸工の捨石材として、本現場内で利用するものとする。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

工区	建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
五郎兵衛排水路	無筋コンクリート塊	(株)クリーンカンパニー	秋田県雄勝郡羽後町新町字大又29-4	8:00～17:00	再資源化施設業者
	有筋コンクリート塊	(株)クリーンカンパニー	秋田県雄勝郡羽後町新町字大又29-4	8:00～17:00	再資源化施設業者
	プラスチック廃材 (土木シート)	(株)羽後環境	秋田県雄勝郡羽後町新町字大又20-1	8:00～17:00	最終処理施設業者
	プラスチック廃材 (土木シート以外)	(株)羽後環境	秋田県雄勝郡羽後町新町字大又20-1	8:00～17:00	最終処理施設業者

4. 現場発生材（鋼材）

本工事の施工に伴い発生した鋼材は、次の場所へ運搬するものとする。なお、集積場所等の詳細については監督職員が指示するものとする。

また、発生した鋼材の種類及び重量については、速やかに監督職員に報告するものとする。

名称	場所	発生鋼材	発生場所
皆瀬頭首工	秋田県横手市増田町八木	単管パイプ	皆瀬3号幹線用水路

5. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用

	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

6. 土工

(1) 掘削

- ア 掘削土は、埋戻及び盛土に流用するもの以外は全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- イ 掘削において、過掘となった場合は、監督職員の承認を得た良質な材料を用いて6.(2)に準じた転圧を行い、埋め戻さなければならない。
- ウ 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- エ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又はそのおそれが認められる場合は、作業を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻及び盛土

- ア 埋戻及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出しするものとする。
- イ 本工事における埋戻及び盛土の材料は、掘削土及び荒小屋東土砂仮置場の土砂を使用するものとする。
ただし、掘削土及び荒小屋東土砂仮置場の土砂が埋戻及び盛土の材料として適さない場合は、監督職員と協議するものとする。
- ウ 埋戻及び盛土の品質管理については、現場密度試験を行うものとする。なお、最大乾燥密度は締固め試験 JIS A 1210 によるものとし、最大乾燥密度に対する所要の締固め度は、突固め方法の呼び名 A 又は B で 85% 以上若しくは C、D 又は E で 80% 以上とする。

7. 護岸工（法覆護岸工）

(1) 大型積ブロック及び魚巢ブロック

- ア 各ブロックの施工に当たっては、事前に割付図及び構造計算書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- イ 各ブロックの設置に当たっては、製品に損傷を与えないよう注意するものとする。
- ウ 天端コンクリートの打込み後は、適切な方法により養生を行うものとする。
- エ 裏込め材については、入念に締固めを行うものとする。
- オ 水抜孔は、硬質ポリ塩化ビニル管を 3m² に 1 箇所の割合で設置しなければならない。
- カ 各ブロックについて、社会情勢等により調達が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 基礎碎石

基礎碎石の締固めは、十分に行わなければならない。

8. 護床工

(1) 底張りコンクリート

- ア 底張りコンクリートの施工に当たっては、十分に湧水処理を行うものとする。
- イ 底張りコンクリートの打設に先立ち水路底を丁寧に整形するものとする。なお、想定している土質と異なる軟弱層や洗掘の著しい箇所を確認した場合は、監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- ウ 底張りコンクリートの打込み後は、適切な方法で養生を十分に行うものとする。

エ 伸縮目地は、10m間隔で設けるものとする。

(2) 捨石工

底張りコンクリートの間の捨石工には、撤去した既設護岸ブロック等の取壊し殻を用いるものとする。

9. 流入工

流入工は、設置状況・形状等について現地で計測確認を行い、契約図面と差異が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

10. 既設構造物撤去工

(1) 工事施工上支障となる既設構造物は、事前に監督職員の立会の上、撤去範囲の確認を得るものとする。なお、撤去数量については計測確認を行い、差異が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

11. 仮設転落防止柵撤去工（皆瀬3号幹線用水路）

仮設転落防止柵撤去について、単管パイプは、「4. 現場発生材（鋼材）」の記載に基づき適正に措置することとする。また、オレンジネットは、撤去前に劣化状況を監督職員へ報告し、処分方針について指示を受け、その費用については設計変更するものとする。

12. 転落防止柵設置工（皆瀬3号幹線用水路）

(1) 基礎碎石の締固めは、十分に行わなければならない。
(2) 転落防止柵の設置にあたり、事前に割付図を作成し、監督職員からの承諾を得なければならない。

13. 荒小屋東土砂仮置場原形復旧工

(1) 原形復旧は、基盤面整形後に表土の搬入、敷き均し、耕起を行うとし、表土は関連工事（石持川幹線排水路雄物川接続部（その1）改修工事）現場付近に仮置きしている表土を搬入するものとする。
(2) 耕地の復旧に当たっては、不陸のないように整地するとともに、耕作の支障となる石礫及び雑物は除去するものとする。
(3) 原形復旧完了後は、地権者と現地確認を行うものとする。

14. 土壌分析

(1) カドミウム含有量試験

ア カドミウム含有量試験の検体採取位置は、監督職員と打合せの上、決定するものとする。
イ 試験方法は、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年3月6日付け環境省告示第19号）の別表に掲げる分析方法に準拠するものとする。

(2) カドミウム溶出試験

ア カドミウム溶出試験の検体採取位置は、監督職員と打合せの上、決定するものとする。
イ 試験方法は、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日付け環境庁告示第46号）の別表に掲げる分析方法に準拠するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、

同基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

- (1) 底張りコンクリート工の施工管理については、「土木工事施工管理基準」のコンクリート基礎を準用するが、直接測定による出来形管理を行う項目のうち、幅（B）及び厚さ（T）については、設計値を下回らない管理を行うものとする。
- (2) 工事現場等における遠隔確認について
 - ア 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
 - イ 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
 - ウ 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。
 - エ 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- ア 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツ

ル)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報化施工技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

3. 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

4. 貸与資料

基本設計データ及び 3 次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

貸与資料		備考
1	平成25年度 横手西部農業水利事業 五郎兵衛排水路基本設計その他業務 報告書	
2	平成25年度 横手西部農業水利事業 五郎兵衛排水路実施設計業務 報告書	
3	平成27年度 横手西部農業水利事業 五郎兵衛排水路護岸設計業務 報告書	
4	図面のCADデータ	

5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。

6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

7. 情報化施工技術活用工事の費用

- (1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。
- (2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。
なお、両者協議の上、軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

1. 土質状況等により構造及び工法を変更した場合
2. 転石が出現した場合
3. 既設構造物との接続により、施工内容の変更が生じた場合
4. 排水方法の変更及び排水量が著しく増減した場合
5. 異常気象による急激な出水により仮締切り等に損壊など作業工程に支障が出た場合
6. 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現による工事等の中止があった場合
7. 土壌分析又は土質状態により、建設発生土受入地を変更する必要があるが生じた場合
8. 除雪量に変更が生じた場合
9. 排水処理工法等を変更した場合
10. 土取場の維持管理等を指示した場合
11. 既設構造物の取壊し方法等を変更する場合
12. 護床ブロックが確認された場合
13. 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計及び図面作成並びに歩掛調査等を指示した場合
14. 第三者との協議により変更が生じた場合
15. 架空線等公衆物損事故防止対策として、施工機械等の配置・台数を変更する場合
16. 基礎地盤の土質確認試験等を変更追加する場合
17. 既設流入工等からの流入状況に応じて水替工を変更する場合
18. 地権者との調整により、仮設用地として借地した農地の耕起等を変更追加する場合
19. 関係機関及び第三者等との協議結果により施工延長を変更する場合
20. 地質、地下水等の状況により、標準区間及び橋梁下区間の仮締切工法等を変更する場合
21. 現地精査により転落防止柵の構造及び数量に変更が生じた場合
22. その他両者協議の上、必要と認めた場合

第13章 施工箇所が点在する工事の適用

1. 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『横手市雄物川町柏木字三ツ屋地内他（五郎兵衛排水路）、横手市平鹿町浅舞字蛭野地内他（皆瀬3号幹線用水路）、横手市平鹿町浅舞字荒小屋東地内（荒小屋東土砂仮置場）（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
2. 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出

する。

第14章 その他

1. 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

ア V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

ア 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由

(イ) V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

(カ) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

ア 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ 前記オの変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれ

る額の10分の5に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。
キ V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カのV E管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）V E提案書の使用

発注者は、V E提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1－1－39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R） 正副2部

3. 主任技術者等の専任期間

（1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

（2）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

（3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項及び農林水産省ウェブサイトの「工事の施工効率向上対策」を十分に理解の上、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人及び受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定め

るものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人及び受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人及び受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員及び監督員が、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、設計変更確認会議は、主任監督員が主催するものとし、開催日程、出席者及び課題等については現場代理人と監督職員が協議して定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中に、自然又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に影響をもたらす重大な事象が発生した際、現場代理人及び受注会社幹部並びに東北農政局の地方参事官及び関係職員並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員及び監督員が、対応方針の協議及び確認を行う対策検討会議を開催することがある。なお、対策検討会議は工事円滑化会議等において発注者と受注者が協議の上開催する。また、対策検討会議は地方参事官が議長を務めるものとする。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

5. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{○真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBG Tを用いる場合は、WBG Tが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{○補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

6. 現場環境の改善の試行

本工事は誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な経費を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式（洋風）便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

ウ 臭い逆流防止機能

エ 容易に開かない施錠機能

オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

ケ サニタリーボックス

コ 鏡と手洗器

サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）

ス 擬音装置（機能を含む）

セ 着替え台

ソ 臭気対策機能の多重化

タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）※より多

く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※ 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ですべて計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

7. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は下表のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況又は工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 下表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

8. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- イ 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

	週単位の週休 2 日 (現場閉所 1 週間に 2 日以上)	月単位の週休 2 日 (現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき清算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記アに示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

- (6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
排水構造物工		1.02
構造物取りこわし工	機械	1.01
	人力	1.02

9. 週休2日制の促進

（1）本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

10. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

（1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（2）発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

（3）受注者は、（2）により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

（4）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

（5）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

（6）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「（4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

（7）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

（8）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (6) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第13章の箇所とする。

12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下、「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下、「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書等）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨注 1 の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第 15 章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表 (五郎兵衛排水路)

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)掘削工				
掘削	工事用道路側 (BH)	m ³	179	
掘削	工事用道路対岸側 (LBH)	m ³	207	
掘削	上三ツ屋橋橋梁部 (小型BH)	m ³	9	
(2)盛土工				
流用土盛土	工事用道路側 (BH) 構造物周辺	m ³	13.000	
流用土盛土	工事用道路側 (BH) 1.0m<B	m ³	1.000	
流用土盛土	工事用道路対岸側 (LBH) 構造物周辺	m ³	12.000	
流用土盛土	工事用道路対岸側 (LBH) B<1.0m	m ³	6.000	
流用土盛土	上三ツ屋橋橋梁部 (小型BH) 構造物周辺	m ³	2.000	
流用土盛土	上三ツ屋橋橋梁部 (小型BH) B<1.0m	m ³	9.000	
流用土盛土	上三ツ屋橋橋梁部 (小型BH) 1.0m<B≤2.5m	m ³	5.000	
(3)整形仕上げ工				
法面整形	盛土部	m ²	77.000	
基面整正		m ²	430.000	
(4)作業残土処理工				
土砂等運搬	現場→処分場 (BH積込)	m ³	123	
土砂等運搬	現場→処分場 (LBH積込)	m ³	54	
作業残土処理		m ³	177	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し	無筋 天端コン、方格材	m ³	28	
コンクリート構造物取壊し	有筋 階段工、流入工	m ³	6.7	

工 事 数 量 表（五郎兵衛排水路）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
殻運搬	無筋 積ブロック、天端 コン、方格材	m ³	55	
殻運搬	有筋 階段工、流入工	m ³	6.7	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート	m ³	55	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	有筋コンクリート	m ³	6.7	
既設積ブロック取壊し		m ²	473.000	
コン殻積込	無筋 積ブロック	m ³	28.000	
塩ビ管撤去	VP φ 150	m	0.400	
塩ビ管撤去	VP φ 65	m	0.800	
廃プラ運搬	土木シート以外	m ³	0.021	
廃プラ運搬・処理	土木シート以外	ton	0.004	
3. 法覆護岸工	大型積ブロック（控え 750）区間			
（1）作業土工				
床掘り	工事用道路側（BH）	式	1	
床掘り	工事用道路対岸側（LBH）	式	1	
埋戻	工事用道路側（BH） B<1.0m	式	1	
埋戻	工事用道路側（BH） 1.0m≦B<2.5m	式	1	
埋戻	工事用道路対岸側（LBH） B<1.0m	式	1	
埋戻	工事用道路対岸側（LBH） 1.0m≦B<2.5m	式	1	
（2）大型コンクリートブロック工	大型積ブロック（控え 750）区間			
目地板	エラストイト t=10mm	m ²	32	
大型ブロック積	控え750mm	m ²	333	
胴込・裏込コンクリート	胴込コンクリート 18-8- 40 N	m ³	203	
胴込・裏込材（碎石）	裏込碎石 RC-40	m ³	163	
プレキャスト基礎ブロック	控え750mm用 t=250mm	m	215	
プレキャスト基礎ブロック（材料費）	控え750mm用 t=250mm	m	215	

工 事 数 量 表（五郎兵衛排水路）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
基礎砕石	RC-40 t=150mm	m ²	236.000	
天端コンクリート	18-8-40 N	m ³	18	
型枠	天端コンクリート	式	1	
収縮目地	油性ペイント	m ²	54.000	
(3)小口止工	プレキャスト小口止めブロック			
小口止めブロック	B=0.5m H=1.75m	箇所	8.000	
基礎砕石	RC-40、t=150mm	m ²	6.200	
4. 法覆護岸工	大型積ブロック（控え350）＋魚巣ブロック区間			
(1)作業土工				
床掘り	上三ツ屋橋橋梁部（小型BH）	式	1	
埋戻	上三ツ屋橋橋梁部（小型BH） B<1.0m	式	1	
埋戻	上三ツ屋橋橋梁部（小型BH） 1.0m<B≤2.5m	式	1	
河床盛土	上三ツ屋橋橋梁部（小型BH）	m ³	4.000	
(2)大型コンクリートブロック工	上三ツ屋橋橋梁部			
目地板	エラストイト t=10mm	m ²	1	
大型ブロック積	控え350mm	m ²	18	
胴込・裏込コンクリート	18-8-40 N	m ³	6	
胴込・裏込材（砕石）	RC-40	m ³	12	
プレキャスト基礎ブロック	控え350mm用 t=250mm	m	21	
プレキャスト基礎ブロック（材料費）	控え350mm用 t=250mm	m	21	
魚巣ブロック	控え350mm	m ²	13.000	
基礎砕石	RC-40 t=150mm	m ²	14.000	
天端コンクリート	18-8-40 N	m ³	1	
型枠	天端コンクリート	式	1	
収縮目地	油性ペイント	m ²	5.000	

工 事 数 量 表（五郎兵衛排水路）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
5. 根固め工	大型積ブロック（控え 750）区間			
（1）捨石工				
捨石	既設積ブロック再利用	m ³	42	
表面均し	表面均し	m ²	120	
（2）底張りコンクリート工	標準部			
底張りコンクリート	18-8-40 N	m ³	270.000	
型枠	底張りコンクリート	式	1	
目地版	エラストイト t=10mm	m ²	27.000	
6. 根固め工	大型積ブロック（控え 350）＋魚巢ブロック区間			
（1）捨石工				
捨石	既設積ブロック再利用	m ³	3	
表面均し	表面均し	m ²	12	
（2）底張りコンクリート工	大型積ブロック（控え 350）＋魚巢ブロック区間			
底張りコンクリート	18-8-40 N	m ³	16.000	
型枠	底張りコンクリート	式	1	
SP 型枠	一般型枠, 鉄筋・無筋構造物	m ²	1.000	
目地版	エラストイト t=10mm	m ²	2.000	
7. 流入工				
（1）土工	流入工			
床張り	LBH	式	1	
床掘り	BH	式	1	
埋戻	LBH投入	式	1	
埋戻	BH投入	式	1	
法面整形	盛土面	m ²	8.000	
基面整正		m ²	4.000	

工 事 数 量 表（五郎兵衛排水路）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)72号流入工	No. 28+19.37（左岸）			
ベンチフリューム撤去	BF-300	m	2.000	
ベンチフリューム再設置	BF-300 流用材	m	1.800	
ベンチフリューム切断	t=15cm以下	m	0.700	
間詰コンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$	m ³	0.030	
型枠	間詰コンクリート	式	1	
(3)75号流入工	No28+48.47（左岸）			
VPφ65敷設	新設	m	1.300	
VPφ65継手	VPφ65ソケット	個	1.000	
(4)76号流入工	No. 28+81.341（左岸）			
基礎砕石	RC-40 t=15cm	m ²	3.500	
均しコンクリート	18-8-25 N	m ³	0.200	
型枠	均しコンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート	21-12-25 N	m ³	1.600	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.092	
鉄筋	SD295 D16	ton	0.019	
裏込砕石	RC-40	m ³	0.600	
調整コンクリート	18-8-40 N	m ³	0.500	
型枠	調整コンクリート	式	1	
(5)77号流入工	No. 29+2.80（左岸）			
基礎砕石	RC-40 t=15cm	m ²	1.500	
均しコンクリート	18-8-25 N	m ³	0.100	
型枠	均しコンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート	21-12-25 N	m ³	1.000	

工 事 数 量 表（五郎兵衛排水路）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.049	
裏込砕石	RC-40	m ³	0.500	
調整コンクリート	18-8-40 N	m ³	0.800	
型枠	調整コンクリート	式	1	
8. 右岸盛土工				
(1)右岸盛土工	流用土使用			
流用土盛土	2.5m ≤ B < 4.0m	m ³	34.000	
流用土盛土	B ≥ 4.0m	m ³	102.000	
砂利舗装工	RC-40 t=10mm	m ²	262.000	
9. 仮設工				
(1)仮設道路工				
土砂等運搬	荒小屋東土砂仮置場→五郎兵衛排水路	m ³	238	
敷鉄板	工事用道路	m ²	789	
敷鉄板	隅切工	m ²	43	
敷鉄板	転換所	m ²	135	
敷鉄板	重機組立解体ヤード	m ²	285	
敷鉄板	水路養生工	m ²	86	
土木シート	設置～撤去	m ²	980.000	
購入土	山砂	m ³	119.000	
バタ角	水路養生工	m ³	1.140	
工事用道路盛土・撤去	B=7.0m 仮置場流用土	m ³	123.000	
隅切盛土・撤去	右岸工事用道路	m ³	29.000	
転換所盛土・撤去	N0.28+20.00	m ³	100.000	
重機組立解体ヤード盛土・撤去	N029+40.0	m ³	51.000	

工 事 数 量 表（五郎兵衛排水路）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
残土処分	運搬～処理	m3	303.000	
ガードパイプ撤去・復旧工	L=3.0m 土中式	基	4.000	
防雪柵撤去・復旧工	吹払式 H=3.5m以下	m	8.000	
(2)仮設土留・仮締切工	通常区間			
仮設鋼矢板	SP-III 矢板長L=7.5m 打設長L=5.9m	枚	275	
土砂等運搬（土のう用）	荒小屋東土砂仮置場→現場	m3	15.000	
大型土のう	製作・設置	袋	18.000	
大型土のう	移設（転用～再設置）	袋	18.000	
大型土のう	撤去	袋	18.000	
大型土のう中詰め土処分	運搬～処理	m3	15.000	
遮水シート	敷設～撤去	m ²	24.000	
遮水シート	転用	m ²	24.000	
(3)仮設土留・仮締切工	上三ツ屋橋			
土砂等運搬	荒小屋東土砂仮置場→現場	m3	10.000	
土のう	仕拵え・設置・撤去	m3	10.000	
土のう（転用）	設置・撤去	m3	5.600	
土のう中詰め土処分	運搬～処理	m3	10.000	
高密度ポリエチレン管敷設・布設替え・撤去	φ1800 1本あたり5m	m	15.000	
高密度ポリエチレン管φ1800継手		個	2.000	
(4)排水処理工				
排水ポンプ（仮設）	0以上～120未満	箇所	1	
(5)安全費				
交通誘導警備員	工事用道路出入口部	人	67	
(6)廃プラスチック処分				
廃プラスチック処分	【土木シート】	m3	3.000	

工 事 数 量 表（五郎兵衛排水路）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
廃プラスチック処分	【土木シート以外】	m3	1.200	
(7)除雪工				
人力除雪	構造物周辺	m3	660.000	
BH機械除雪	土工部	m3	189.000	
BH機械除雪	資材置場	m3	260.000	
WL機械除雪	工事用道路	m3	1,188.000	
WL機械除雪	工事用進入路ほか	m3	1,060.000	
10. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
重建設機械分解・組立・輸送	クローラクレーン	台	1	
重建設機械分解・組立・輸送	ロングアームバックホウ（往復）	台	1	
仮設材輸送	敷鉄板（五郎兵衛排水路）	ton	231.06	
仮設材輸送	仮設鋼矢板	ton	123.75	
一括計上価格				
1. 土壌調査				
(1)土壌調査				
カドミウム含有試験		検体	5.000	
カドミウム溶出試験		検体	5.000	
2. 産業廃棄物税				
(1)産業廃棄物税				
産業廃棄物税		ton	0.170	

工 事 数 量 表（皆瀬 3 号幹線用水路）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 仮設転落防止柵撤去工				
（1）仮設転落防止柵撤去				
仮設転落防止柵撤去		m	284.000	
2. 転落防止柵設置工				
（1）転落防止柵設置工（皆瀬 3 号幹線用水路）				
転落防止柵設置（標準型）	耐雪型, h=1.1m	m	239.900	
転落防止柵設置（勾配型10～24.2%）	耐雪型, h=1.1m	m	31.200	
転落防止柵設置（端末支柱ベースプレート式）	耐雪型, h=1.1m	m	5.000	
転落防止柵設置（端末支柱壁止め金具式段差部支柱）	耐雪型, h=1.1m	m	6.000	
転落防止柵設置（下部切欠き）	耐雪型, h=1.1m	m	2.000	
床掘（帯コンクリート部）		式	1	
基礎砕石（帯コンクリート部）	RC-40 t=10cm	m ²	70.000	
現場内小運搬（砕石及び発生土）	帯コンクリート用	m ³	21.000	
現場内小運搬（生コン）	帯コンクリート用	m ³	7.000	
帯コンクリート	18-8-25 N	m ³	7.000	
型枠		式	1	
土砂等運搬		m ³	21.000	
作業残土処理		m ³	21.000	
3. 仮設工				
（1）仮設ヤード				
ガードレール撤去・再設置	Gr-C-4E	m	8.000	
4. その他				
（1）運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				

工 事 数 量 表（皆瀬 3 号幹線用水路）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
仮設材輸送（単管パイプ）	現場から皆瀬頭首工	ton	0.520	

工 事 数 量 表（荒小屋東土砂仮置場）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 荒小屋東土砂仮置場原形復旧工				
(1) 原形復旧工				
残土処理	運搬～処理	m ³	649.000	
基盤整地		ha	0.400	
表土運搬	表土仮置場→荒小屋東土砂仮置場	m ³	674.000	
表土埋戻		m ²	4,047.000	
耕地復旧		m ²	4,047.000	
2. 仮設工				
(1) 仮設道路工				
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	297	
(2) 安全費				
交通誘導警備員A	荒小屋東土砂仮置場出入り口部	人	15.000	
交通誘導警備員B	市道下開南部堤防線	人	6.000	
3. その他				
(1) 運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送		ton	51.34	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目 的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適 用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	10 年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

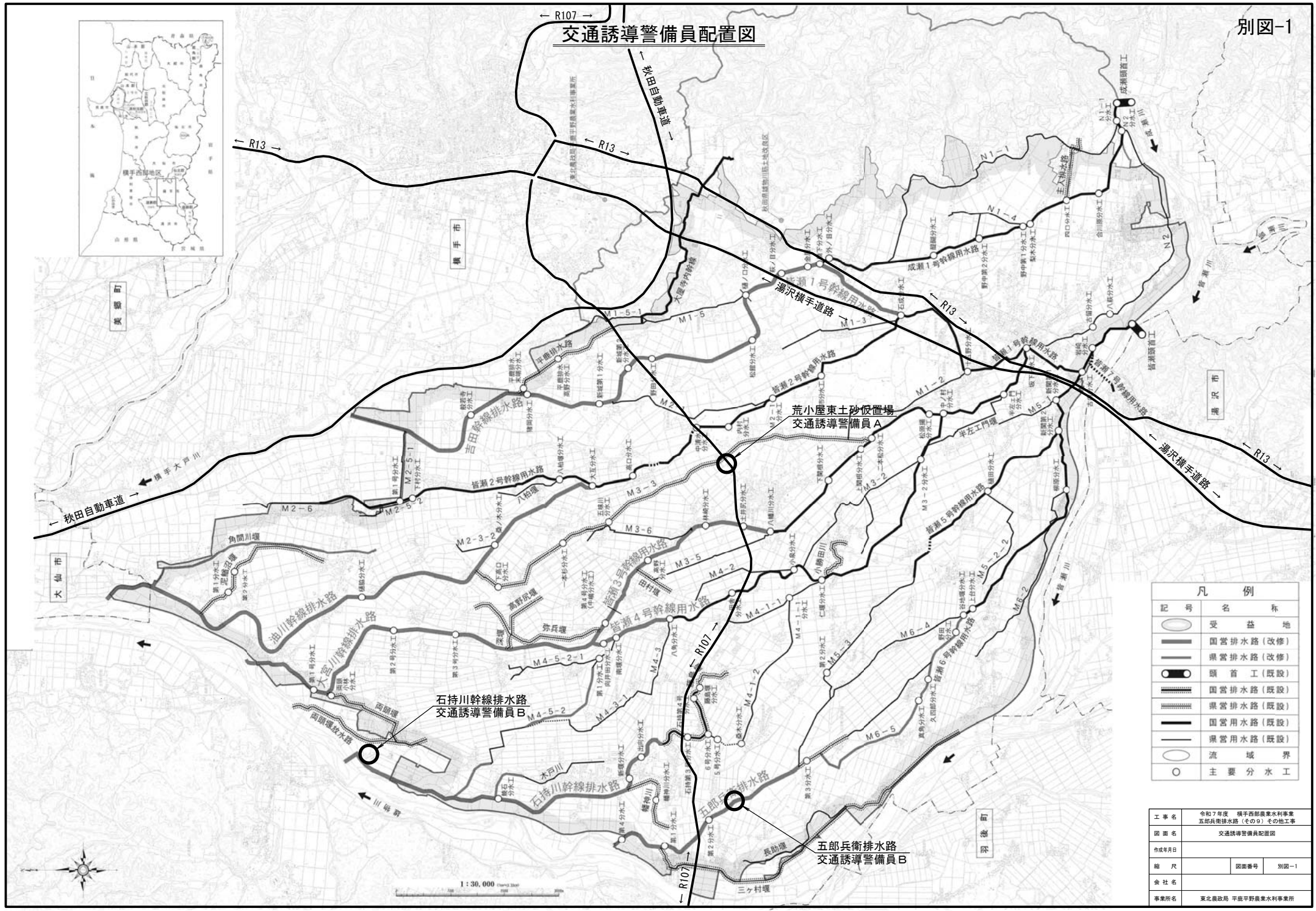
住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

交通誘導警備員配置図

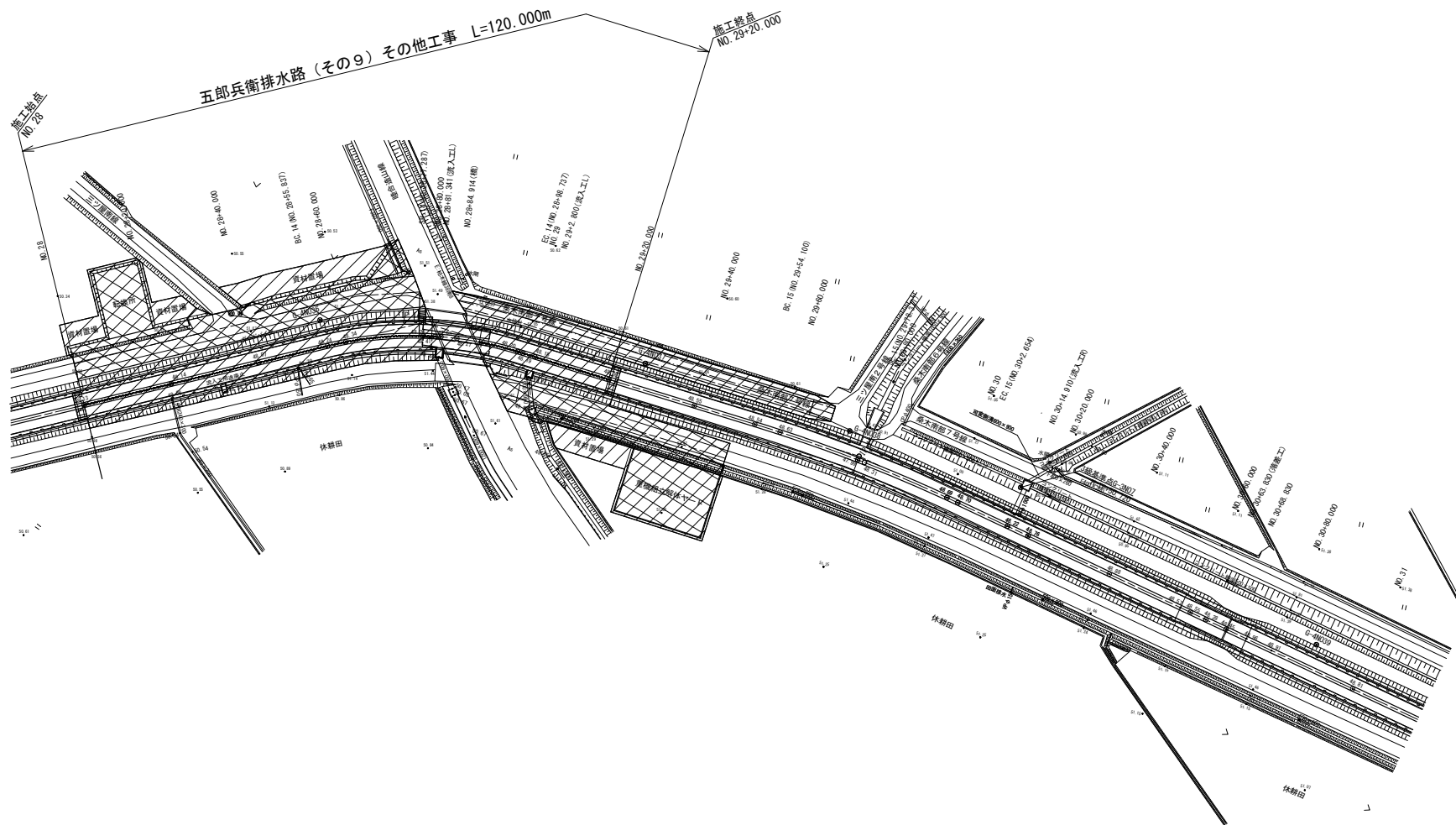


凡 例	
記 号	名 称
	受 益 地
	国営排水路 (改修)
	県営排水路 (改修)
	頭 首 工 (既設)
	国営排水路 (既設)
	県営排水路 (既設)
	国営用水路 (既設)
	県営用水路 (既設)
	流 域 界
	主 要 分 水 工

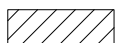
工 事 名	令和7年度 横手西部農業水利事業 五郎兵衛排水路 (その9) その他工事		
図 面 名	交通誘導警備員配置図		
作 成 年 月 日			
縮 尺		図面番号	別図-1
会 社 名			
事業所名	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所		

五郎兵衛排水路

別図-2



< 凡 例 >



工事用地

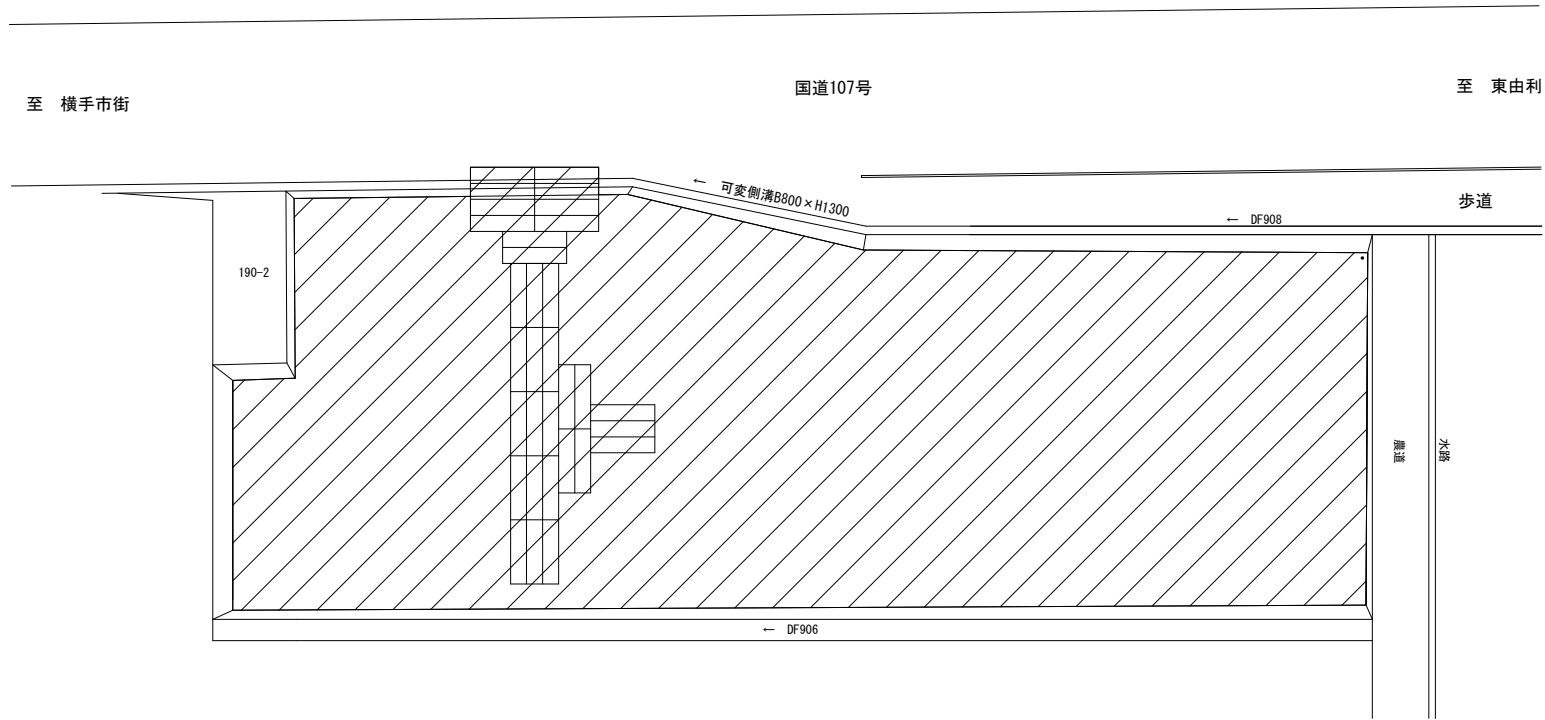
工 事 名	令和7年度 横手西部農業水利事業 五郎兵衛排水路（その9）その他工事		
図 面 名	工事用地計画図(1/3)		
作成年月日			
縮 尺		図面番号	別図-2(1/3)
会 社 名			
事業所名	東北農政局 平広平野農業水利事業所		

工事用地計画図 (2/3)

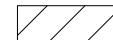
荒小屋東土砂仮置場

別図-2

平面図



< 凡 例 >



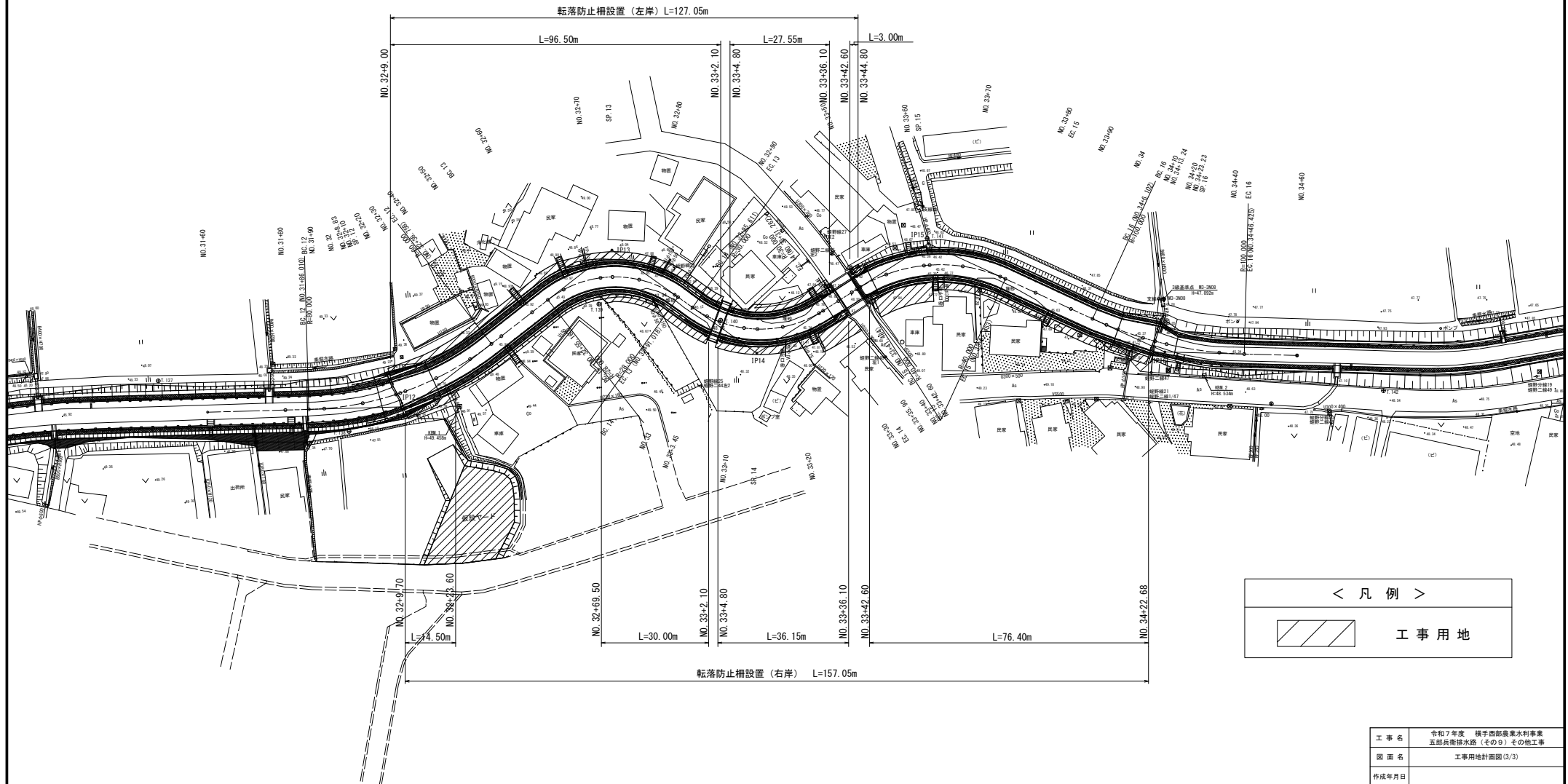
工 事 用 地

工 事 名	令和7年度 横平西部農業水利事業 五郎兵衛排水路（その9）その他工事		
図 面 名	工事用地計画図 (2/3)		
作成年月日			
縮 尺		図面番号	別図-2 (2/3)
会 社 名			
事業所名	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所		

工事用地計画図(3/3)

皆瀬3号幹線水路

別図-2



工 事 名	令和7年度 横平西部農業水利事業 五郎兵衛排水路（その9）その他工事		
図 面 名	工事用地計画図(3/3)		
作成年月日			
縮 尺		図面番号	別図-2(3/3)
会 社 名			
事業所名	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所		

令和7年度 横手西部農業水利事業

五郎兵衛排水路（その9）その他工事

目 录

図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	平面縦断面図	1	
3 - 1 / 3	横断面図 (1/3)	1	
2 / 3	横断面図 (2/3)	1	
3 / 3	横断面図 (3/3)	1	
4	標準断面図	1	
5	開渠工構造図	1	
6	流入工構造図	1	
7	流入工配筋図	1	
8	右岸盛土工計画図	1	
9	仮設計画平面図	1	
10	仮設標準断面図	1	
11	上三ツ屋橋仮設計画図	1	
12	仮設転落防止柵撤去図	1	
13	転落防止柵計画平面図	1	
14	転落防止柵構造図	1	
15	転落防止柵仮設計画図	1	
16	原形復旧計画図	1	
合 計		18	